委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事·市区町村長等		
	○ 知事 ● 市区町村長等		
2. 都道府県名	神奈川県		
3. 市区町村名	愛川町		
4. 届出番号	6		
5. 独自利用事務の事例番 号	113-4-1 (2)		
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.aikawa.kanagawa.jp/soshiki/soumu/gyousei/gyousei/info/mynumber/1451018508112.html		

執行機関名 愛川町長

知事等(教育委員会)が行う幼稚園就園奨励費の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	私立幼稚園就園奨励費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		愛川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第6項 私立幼稚園就園奨励費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第1条	愛川町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、 <u>高等学校等</u> の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、 <u>高等学校等</u> における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって <u>教育の機会均等</u> に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、 <u>私立幼稚園に就園する園児の保護者</u> の経済的負担を軽減し、 <u>幼児教育の振興</u> に資するため、愛川町私立幼稚園就園奨励費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、愛川町補助金の交付等に関する規則(昭和54年愛川町規則第5号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		愛川町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成22年4月1日施行)